



## 1. 日本国内の一般消費者へ販売する対象製品は「PSマーク」の貼付がないと販売できません。

PSマークとは、一般消費者の生命又は身体に対する危害の防止を図るため、製品安全法令に基づく基準に適合した製品にのみ、貼付が認められ、かつ表示が義務付けられています。

<各種PSマーク>



…消費生活用製品安全法



…電気用品安全法



…ガス事業法



…液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律

## 2. 販売に関する罰則があります。

○対象製品にPSマークの表示がないものを事業として販売、販売の目的で陳列した場合

○法令の手続きを経ないでPSマーク若しくは紛らわしい表示をした場合 など

**法令に違反した場合、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し又はこれを併科されます。**

## 3. 製造・輸入事業者が実施するリコールへの協力をお願いします。

○販売事業者は、製造・輸入事業者のリコールなど危害防止措置に協力する努力義務があります。

○リコールのためであれば、製造元へ顧客情報を提供しても、個人情報保護法上問題になりません。

○リコール情報は、経済産業省のWEBページなどで確認いただけます。

[http://www.meti.go.jp/product\\_safety/recall/index.html](http://www.meti.go.jp/product_safety/recall/index.html)

問い合わせ先

経済産業省産業保安グループ製品安全課（電話：03-3501-4707 E-mail：[metipsd-ihan@meti.go.jp](mailto:metipsd-ihan@meti.go.jp)）

※販売開始前に不明な点は上記までご相談下さい。P Sマークの確認が取れない製品は弊課より事実確認の連絡をする場合があります。



# PSマーク表示義務がある主な対象製品について

制度に関する詳細は、「製品安全ガイド」で検索

製品安全ガイド



**携帯用レーザー応用装置**  
(左から、レーザーポインタ①②、レーザー距離計、赤外線放射温度計(レーザーで場所を特定するもの)、レーザー猫じゃらし、レーザー照準器)



**乗車用ヘルメット**  
(左から、ハーフ形(125cc以下用)、オープンフェイス形、フルフェイス形)



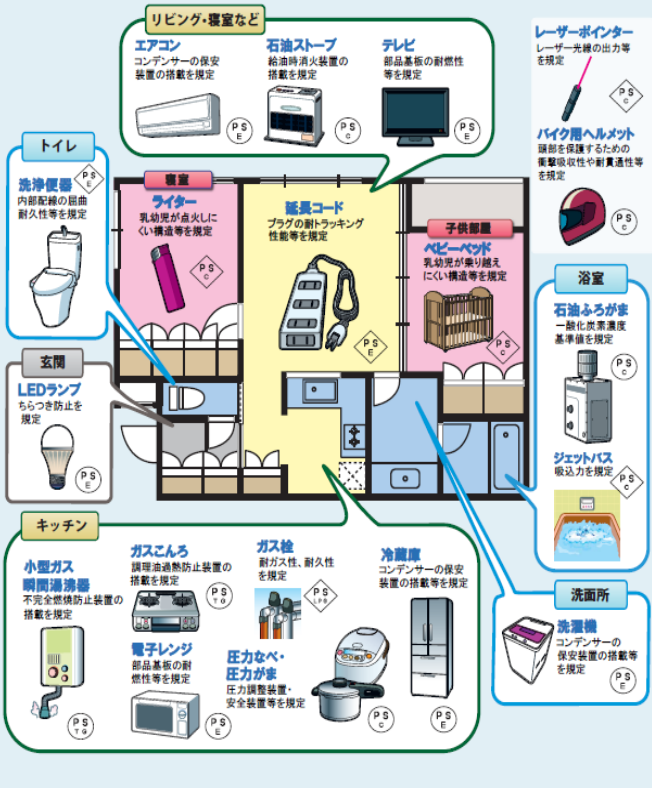
**直流電源装置**  
(左から、ACアダプター①②、バッテリーチャージャー)



**カートリッジガスこんろ**  
(左から、分離型(容器とバーナーがホースで接続)、組込型(容器が機器に組み込まれている)、直結型(容器がバーナーに直結))



## 身の回りにあるPSマークが表示された製品の例示



※ 上記は例示であり、これ以外にも該当する製品があります。

※※ 上記を含め、PSCは10品目、PSEは457品目、PSTGは8品目、PSLPGは16品目が対象製品となっている。

※※※ 詳細は、[http://www.meti.go.jp/product\\_safety/producer/system/07.html](http://www.meti.go.jp/product_safety/producer/system/07.html)をご覧ください。